

2 資金不足比率

該当なし

簡易水道事業や農業集落排水事業の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本村では、各公営企業会計において資金不足が生じなかったため、比率の算定される会計はありません。
参考値として資金不足の比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金不足（剰余）額〔歳出（＋算入地方債）－歳入（－解消可能資金不足額）〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【簡易水道事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{歳出（160,753 千円）－歳入（172,642 千円）} = \blacktriangle 11,889 \text{ 千円}}{\text{事業の規模（84,770 千円）}} \times 100 = \blacktriangle 14.0\%$$

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	R5年度 資金不足 （剰余）額 （千円）	R5年度 事業の規模 （千円）	比率（％）	経営健全化基準 （20％）に相当する 資金不足額 （千円）
1	簡易水道事業特別会計	$\blacktriangle 11,889$	84,770	（ $\blacktriangle 14.0$ ）	16,954
2	農業集落排水事業特別会計	$\blacktriangle 16,488$	38,860	（ $\blacktriangle 42.4$ ）	7,772

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（ $\blacktriangle$ ）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。